



日本弁理士会 副会長
松浦 喜多男

先駆けた日本弁理士会の 中小・ベンチャー企業支援

今月のことば

1. はじめに

新年度となり、筒井政権の仕上げの年。各役員・委員は夫々の担当分野で、活動の意義・基点を確認しつつ、筒井ビジョンに沿って新たな活動を開始したところである。

私の担当は、知的財産支援センターと地域知財活動本部そして中小企業支援全般等となっている。つまりは、日本弁理士会の主たる社会貢献部門を担当していることになる。社会貢献活動の活発な東海出身であることから、この担当に、喜びと、身の引き締まる思いを感じているところである。

日本弁理士会地域知財活動本部が取り組んでいる知財協定締結は、最初の島根県との締結以来10周年を迎える、支援センターは昨年10周年となった。したがって、日本弁理士会が、社会貢献に本格的かつ組織的に取り組んで丁度10年の節目。最初の知的財産推進計画が策定されたのが平成15年であるから、それよりも先駆けた支援活動と位置付けることができる。この先駆けともいえる支援活動を、節目の年に担当させていただくことに誇りを感じている。

社会の進展・成熟と共に、「自己責任」が行動規範としての地位を獲得し、これに反射して士業の社会的意義が希薄化されてきた。社会は、高い知恵を要する「自己責任」と、そこから逸脱した人への救済を意味する「セーフティーネット」との調和によって成り立とうとしているようである。

一方、職業専門家である士業は、「セーフティーネット」の担い手とは、必ずしも言えないから、その社会的意義を確保するためには、別途の存在概念が必要となる。日本弁理士会でいえば、会員にとって意味のある会ではなく、どうすれば社会にとって意味のある、値打ちある会となるかである。前者のみを行動軸とすれば、社会からスパイクされるのは明白である。そしてその存在概念の

柱が「社会貢献」である。仕事を通じて「社会貢献」をするという絵空事ではなく、直接かつ明確な「社会貢献」が求められる。「社会貢献」こそは、社会が、日本弁理士会を専権付与に値する値打ちある集団として認容し得るための基幹事業として位置づけられる。

そして、日本弁理士会の社会貢献を担うのが地域知財活動本部であり、支援センターであり、その事業としての、中小企業・ベンチャー支援、大学支援、教育支援などである。

一方、国の「知的財産推進計画」では、知的財産を活用して地域を振興するとし、種々の具体的提言を掲げている。地域の活性化の種として知財を活用しようということである。とりわけ、地域に根ざした中小・ベンチャー企業の支援が重要となる。中小企業数は約450万社で、全企業数の99%以上を占め、一方では、特許出願比率は約12%と低迷した状態であることからも、その活性化が求められる。経済不況下、知財による日本再建が謳われながらも、実際には出願件数の低下が止まらない現状に鑑みると、中小・ベンチャー企業の支援は喫緊の課題である。

前言のように、支援センター、地域知財活動本部は、この推進計画の提言に先駆けて、創意工夫を凝らしながら実効性のある支援活動を精力的に行っている。年度初期にあたり、日本弁理士会の中小・ベンチャー支援について紹介し、今一度、日本弁理士会の先駆けとなる活動実績を共有したい。

2. 中小企業支援の実績

日本弁理士会が行っている中小企業の主要支援事業としては次のようなものがある。

① 常設無料特許相談会を通じた支援

古くから行っている支援事業の基本とも言えるもので、特許・実用新案・意匠・商標の保護制度、

出願手続、調査のほか、著作権法、不正競争防止法や諸外国の制度など、知的財産権全般について弁理士が無料で相談に応じている。全国9支部が拠点となって実施している。

前年度実績：1,920回 3,745件

（『弁理士Info』を参照）

② 「知的財産セミナー・フォーラム・相談会」の開催を通じた支援

中小企業キャラバン隊・商標キャラバン隊を組織し、地域に出向いて電子紙芝居や模擬紛争劇を上演するなどユニークな支援活動を行っている。解りやすい知財制度の紹介イベントとして、聴衆の喝采を浴びている。そのほか講演会、シンposium、弁理士の日に各地で行なう全国一斉無料知財相談会など、地域の要望に対応した種々の支援事業を実践している。

前年度実績：1,600回以上

（『地域知財支援活動報告2009』を参照）

③ 地方自治体との「知財支援協定」の締結を通じた支援

16道県、3都市と知財支援協定を結び、積極的に講師派遣、各種フォーラムの実行、特許相談を行っている。現在も、複数の自治体から協定締結の要請が来ている。

一方、知財支援協定に基づく日本弁理士会の取り組みに呼応し、各地方自治体は、地域知財の創造・保護・活用に向けて、助成制度の充実など特色ある支援活動を展開している。日本弁理士会の協定締結事業は、確実に地方の知財活動の活性化、引いては地域産業の活性化に繋がっているのである。

④ 会設事務所

昨年度の特筆すべき事業は、青森市に設置した会設事務所である。これは、青森県の要請を背景とした、弁理士過疎解消のための、新たなスキムであり、特許事務所の箱を日本弁理士会が用意し、応募した弁理士が自己責任で通常業務を行うもの。開設日には、記者会見や知事の表敬を行い、多数のメディアにより期待を込めた報道がなされた。今後も地域の要請があれば、第二、第三の会設事務所を設置したい。

⑤ 「特許出願等援助制度」を通じた支援

せっかく有用な発明をしても、発明者の経済的な事情によって弁理士に特許出願の依頼ができず、結局世の中に活用されずに埋もれてしまうのを防ぐため支援するもので、必要とされる費用の全部または一部を当会が負担する制度である。不

況下にあって、資力要件の手続を緩和し、ハローワーク来訪者に適用容易としている。

実績：平成19年度；申請35件 援助5件

平成20年度；申請18件 援助2件

平成21年度；申請29件 援助5件

（『あなたのアイディア発明をBack UP』を参照）

3. 中小企業・ベンチャー支援の意義と今後の方向

昨今の経済状況の下にあって、地域の中小・ベンチャー企業にとっての、知財の重要性は特に増大している。知的財産を友好活用して自社事業の優位性や資金の調達を有利にすることが期待されるからである。

このような地域知財活動本部の現況での重要性を踏まえると、今後は、知財人材の育成・助成制度の普及など従前の施策のほか、例えば次のような施策が提言されよう。

i 国・地方自治体等によるワンストップサービスシステムの構築

産官学の連絡協議会のような組織を作り、総合的支援を可能とすることが求められる。

ii 支援の対象の選択と集中

地域を限定し、地域資源を活かした地域産業経済の発展を図り、それを起点として全国・世界へ展開することが期待される。

iii 中小企業のオープンイノベーション戦略

中小企業には、開発能力に限界があることから、知財の囲い込みだけではなく、オープンイノベーションが求められる。社外の知識や経営資源を有効活用して、開発能力の限界を打ち壊し、その上で独自の技術を構築することである。その意味で、今後の支援内容にも、経営戦略・知財戦略に立ち入った助言事業やオープンイノベーションの理念の共有事業が必要となる。

4. おわりに

日本弁理士会の最初の支援締結は、島根県と交わした平成13年2月17日に遡り、来年10周年となる。そこで日本弁理士会は、本年度を支援協定10周年として位置付け、協定の成果の整理や、一層の支援に向け、新たな歩を進めようとしている。

この10周年を契機として、世間に先駆けた社会貢献活動を整理し、日本弁理士会の存在意義を明確に主張したいものである。